

# 山梨県産業集積促進助成金交付要綱

## (通則)

第1条 山梨県産業集積促進助成金（以下「助成金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

## (目的)

第2条 この要綱は、県内において製造業等の立地事業を行う者、本社機能移転等を行う者、情報通信業等の立地事業を行う者及び上質な宿泊施設の立地事業を行う者に対し助成することにより、活力ある産業集積の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、本県経済の活性化に資することを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### 一 製造業等の立地事業

製造業、試験研究所、物流業、データセンターその他著しく本県経済の活性化に資するものとして知事が認める事業の用に供する工場又は事業所を県内に設置する事業をいう。

### 二 製造業

統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づき、統計基準として定められた日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）（以下「日本標準産業分類」という。）に規定する製造業をいう。

### 三 試験研究所

自然科学に関する基礎研究、応用研究又は開発研究を行う施設で、日本標準産業分類に掲げる学術・開発研究機関のうち自然科学研究所に分類され、かつ、独立した施設と認められるものをいう。

### 四 物流業

商品の輸送・保管・包装などの事業をいい、日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。

### 五 データセンター

自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）をいう。

### 六 医療機器関連産業

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35

年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品又は同条第4項に規定する医療機器に関わる製品、部品又は素材を生産し、加工し、開発し、又は研究する産業をいう。

七 水素・燃料電池関連産業

水素の製造、輸送・貯蔵若しくは利用に関わり、又は水素を化学反応させることにより電力を取り出す燃料電池に関わる製品、部品又は素材を生産し、加工し、開発し、又は研究する産業をいう。

八 航空・宇宙・防衛関連産業

航空機工業振興法(昭和33年法律第150号)第2条第1項に規定する航空機等、衛星、ロケット、地上施設等の宇宙機器又は防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和5年法律第54号)第2条第1項に規定する装備品等に関わる製品、部品又は素材を生産し、加工し、開発し、又は研究する産業をいう。

九 半導体関連産業

半導体又は半導体製造装置に関わる製品、部品又は素材を生産し、加工し、開発し、又は研究する産業をいう。

十 ロボット関連産業

物の生産に供される機械器具を製造する事業をいい、日本標準産業分類に掲げるロボット製造業をいう。

十一 バイオテクノロジー利用産業

生物の持つ働きを利用し、人間の生活に役立たせる技術を利用する産業をいう。

十二 高度先端分野

先端技術の研究開発をするものとして国又は国立研究開発法人(以下、「国等」という。)の委託又は補助を受ける事業のうち、医療機器関連産業、水素・燃料電池関連産業、航空・宇宙・防衛関連産業、半導体関連産業、ロボット関連産業又はバイオテクノロジー利用産業に該当するもので知事が認める事業をいう。

十三 高度先端分野の立地事業

製造業のうち高度先端分野に該当し、当該事業の用に供する工場であり、かつ国等の採択の日から10年以内に操業を開始する工場を県内に設置する事業をいう。

十四 成長分野

医療機器関連産業、水素・燃料電池関連産業、航空・宇宙・防衛関連産業、半導体関連産業、ロボット関連産業又はデータセンターをいう。

十五 県外新規立地

県外に工場等を有する者が県内に初めて工場等を設置し、当該工場等における常時雇用労働者に占める正規雇用者の割合及び常時雇用労働者の平均所定内給与額が一定の水準以上である場合並びに当該工場等における物流業務の全部又は一部を県内に事業所を有する事業者へ委託している場合をいう。

十六 本社機能移転等

地域再生法(平成17年法律第24号)に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」について、知事から認定を受けた者が、計画に基づく本社オフィス

又は研究・研修施設を県内に設置することをいう。

#### 十七 情報通信業等の立地事業

情報通信業等の用に供する事業所を県内に設置する事業をいう。

#### 十八 情報通信業等

情報処理に関連したサービスを行う事業所をいい、日本標準産業分類に掲げる情報サービス業、インターネット付随サービス業及びコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するもののうち、デジタル形式のものを制作する事業をいう。

#### 十九 オフィス設置事業

県内に事業所を有さない者が顧客に直接に対応する機会が特になく、事務処理、管理業務、人事、経理、法務、財務若しくは総務の業務を行うオフィス又は研究・研修施設を県内に設置する事業をいう。

#### 二十 上質な宿泊施設の立地事業

宿泊業の用に供し、第4条第1項第7号の要件を満たす施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設を除く。）を県内に設置する事業をいう。

#### 二十一 宿泊業

日本標準産業分類に掲げる宿泊業のうち旅館、ホテル又はリゾートクラブに分類されるものをいう。

#### 二十二 工場等

第1号、第16号、第17号、第19号及び第20号に規定する事業において設置する工場その他の建物をいう。

#### 二十三 投下固定資産額

工場等の敷地内においてその立地事業の用に供するため地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する家屋及び償却資産の取得に要する費用のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下同じ。）第13条第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる減価償却資産（耐用年数が1年未満のもの及び取得価額が20万円未満のものを除く。）の合計額をいう。ただし、情報通信業等にあつては同条第8号に掲げる減価償却資産（ソフトウェアに限る。）を、オフィス設置事業にあつては同条第8号に掲げる減価償却資産（ソフトウェアに限る。）及び社宅の取得等に要する費用を含めるものとする。

#### 二十四 賃借料

立地事業の用に供する建物及び駐車場等の賃借契約に基づく費用をいう。ただし、情報通信業等及びオフィス設置事業に限り、法人税法施行令第13条第1号から第3号及び第6号から第8号までに掲げる資産（第8号はソフトウェアに限る。）を含めるものとし、ファイナンスリース契約取引に基づくものについては、別に定める。

#### 二十五 通信回線使用料

立地事業の用に供するインターネット接続費、専用回線、プロバイダ等の通信回線に係る使用料をいう。

## 二十六 常時雇用労働者

雇用保険法（昭和49年法律第116号。）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者をいう。

## 二十七 自社所有地における立地事業

製造業等又は本社機能移転等の用に供する工場等を設置する事業であつて、その敷地である土地の取得又は借地権（設定期間が20年以上のものに限る。ただし、医療機器関連産業、水素・燃料電池関連産業、航空・宇宙・防衛関連産業であつて、知事が認めるものについては、設定期間が10年以上のものに限る。以下同じ。）の設定の日から3年を超えて当該土地又は借地権に係る土地の上に工場等を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであるものをいう。

## 二十八 土地の取得日等

土地取得に係る売買契約書に記載された契約締結の日又は借地権設定の日をいう。ただし、契約締結日前に土地取得費に充当される売買代金の授受があった場合にはその日を土地取得日とする。

## 二十九 企業グループによる立地事業

土地の取得、建物の取得を行う者とその土地、建物を使用して操業を行う者が異なる場合において、両者の関係が完全子会社又は連結子会社であるものをいう。

## 三十 空き工場等取得費

工場、事業所その他の既存建物等を取得する費用をいう。ただし、取得後の改修費用はこれに含まないものとする。

## 三十一 社宅

オフィス設置事業の実施により増加する常時雇用労働者が居住するための施設をいう。

## 三十二 改修費用

オフィス設置事業により賃借するオフィス、研究・研修施設又は社宅を改修する際の費用をいう。

## 三十三 住居手当

オフィス設置事業の実施により増加する県外からの常時雇用労働者が支払う社宅の賃料を補助する目的で、オフィス設置事業を行う者が当該常時雇用労働者に支払う費用をいう。

## 三十四 転居費用

オフィス設置事業を行う者が、当該事業の実施により操業開始後1年以内に増加する県外からの常時雇用労働者に支払う転勤手当、赴任旅費、社宅契約時費用等の転居に係る費用をいう。ただし、社宅契約時の敷金に係る補助費用は含めない。

## 三十五 再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）、その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネ

ルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用できることが認められるものをいう。

#### 三十六 水素製造設備

再生可能エネルギーにより発電された電力等を活用した、水素の製造に関わる設備及びその付属設備をいう。

#### 三十七 水素利用設備

水素燃料電池や水素ボイラー等の設備であって、原則として再生可能エネルギーを活用して県内で製造した水素を利用する設備をいう。

#### 三十八 水素製造設備等取得費

水素製造設備及び水素利用設備を取得する費用をいう。

(助成対象)

第4条 この要綱による助成の措置は、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者であって次条の規定により知事の認定を受けたものとする。

一 製造業、物流業又はデータセンターであって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 新たに県内に土地を取得し、又は借地権を設定し、当該土地の取得日等から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に工場等を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。ただし、土地取得後に災害その他の特別の事情により製造業等の立地事業を実施することができない期間があった場合、その期間のうち知事がやむを得ないと認める期間は、土地取得日等から操業開始までの期間に算入しないことができる。

イ 投下固定資産額が3億円以上であること。

ウ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人（データセンターを設置する事業にあっては、5人）以上であること。

エ 当該土地の所在する市町村（以下「所在市町村」という。）が、別に定める助成制度を有していること。

オ 当該事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて知事の認定を受けたものであること。

二 試験研究所その他著しく本県経済の活性化に資するものとして知事が認める事業の用に供する工場等を設置する事業であって、前号アからオに掲げる要件の全てに該当するもの

三 自社所有地における立地事業のうち製造業等であって、第1号イからオまでに掲げる要件の全てに該当するもの

四 本社機能移転等を行う者であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 新たに県内に土地を取得し、又は借地権を設定し、当該土地の取得日等から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に本社オフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。ただし、本社機能移転等を実施することができない期間があった場合は、第1号アに準ずる。

- イ 投下固定資産額が1億円以上であること。
- ウ 第1号ウからオまでに掲げる要件の全てに該当するもの
- 四の二 自社所有地における立地事業のうち、本社機能移転等を行う者であって、前号イ及びウに掲げる要件に該当するもの
- 四の三 建物等の賃借により本社機能移転等を行う者であって、第1号ウ及びオに掲げる要件に該当するもの
- 五 情報通信業等であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの
  - ア 新たに県内に情報通信業等の用に供する事業所を設置し、操業を開始すること。
  - イ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が5人以上であること。
- 六 オフィス設置事業であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの
  - ア 新たに県内にオフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始すること。
  - イ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する県外からの常時雇用労働者の数が5人以上となり、かつ、当該増加する県外からの常時雇用労働者の全てが県内に居住の実態を有すること。
- 七 宿泊業であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの
  - ア 新たに県内に宿泊業の用に供する施設を設置し、操業を開始すること。
  - イ 投下固定資産額が100億円以上であること。ただし、会員権の販売等により投下固定資産の一部を処分するリゾートクラブにおいては、処分前の投下固定資産額が100億円以上であること。
  - ウ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が30人以上であること。
  - エ 一客室あたりの最低の床面積が40平方メートル以上であること。
  - オ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項の規定による、知事の承認を受けていること。
  - カ 第1号エに掲げる要件に該当するもの
- 2 前項各号に該当する場合、企業グループによる立地事業についても、助成対象に含めるものとする。

#### （立地事業の認定）

- 第5条 助成金の交付を受けようとする者は、立地事業について、あらかじめ知事の認定（以下「事業認定」という。）を受けなければならない。
- 2 事業認定を受けようとする者は、操業開始前までに知事に事業認定申請書（第1号様式）を提出しなければならない。ただし、前条第2項に該当する者については、現地で操業する者が提出するものとする。
  - 3 知事は、前項の事業認定申請書を審査し適当と認める場合は、必要に応じて条件を付した上で事業認定を行うものとする。
  - 4 知事は、前項の事業認定をしたときは、その旨を事業認定通知書（第2号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(事業認定の辞退)

第6条 前条第3項の規定による事業認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、事業認定辞退届（第3号様式）により、速やかにその旨を知事に提出しなければならない。

- 一 立地事業を中止し、又は廃止したとき
  - 二 第4条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなることが明らかになったとき。
- 2 知事は、前項の規定による提出を受けたときは、事業認定を取り消し、その旨を認定事業者に通知するものとする。

(事業認定の変更)

第7条 認定事業者は、立地事業について次のいずれかの変更をしようとするときは、知事の承認（以下「認定変更承認」という。）を受けなければならない。

- 一 立地事業に伴う投下固定資産額及び賃借料の2割を超える増減
  - 二 立地事業における業種又は業態の変更
- 2 認定変更承認を受けようとする者は、知事に事業認定変更申請書（第4号様式）を提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の事業認定変更申請書を審査し適当と認める場合は、必要に応じて条件を付した上で認定変更承認を行うものとする。
- 4 知事は、前項の認定変更承認をしたときは、その旨を事業認定変更承認書（第5号様式）により通知するものとする。

(操業開始の届出)

第8条 認定事業者は、操業開始の日から30日以内に操業開始届出書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(地位の承継)

第9条 認定事業者の地位は、合併その他特別の理由がある場合に限り承継することができる。

- 2 認定事業者の地位を承継しようとする者は、承継承認申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承継承認申請書を審査し適当と認める場合は、必要に応じて条件を付した上で承継の承認を行うものとする。
- 4 知事は、前項の承継の承認をしたときは、その旨を認定事業者の地位を承継しようとする者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 県は、第2条の目的を達成するため、認定事業者に対して、予算の範囲内で次の各号に定める額以内の助成金を交付する。

- 一 第4条第1項第1号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助

成限度額を上限とする。

| 助成区分                  | 助成額                                                                                                     | 助成限度額                                                                                                                   |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>県内に初めて工場等を設置する場合 | 投下固定資産額に4%（空き工場等取得費については2%、水素製造設備等取得費については9%）を乗じた額。<br>なお、立地事業が別表1の                                     | 50億円<br>ただし、高度先端分野又は成長分野の場合で投下固定資産額が200億円までは15億円とする。<br>また、上記分野以外の場合で投下固定資産額が200億円までは7.5億円とする。                          |
| 2<br>1以外の場合           | 左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる加算値を加えた率を乗ずるものとする。ただし、投下固定資産額が200億円を超える場合は、200億円を超える投下固定資産額には2%を乗ずるものとする。 | 50億円<br>ただし、高度先端分野又は成長分野の場合で投下固定資産額が200億円までは7.5億円とする。<br>また、上記分野以外の場合で投下固定資産額が100億円未満の場合には3億円とし、投下固定資産額が200億円までは5億円とする。 |

二 第4条第1項第2号及び第3号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

| 助成区分                  | 助成額                                                                              | 助成限度額                                                                                                                   |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>県内に初めて工場等を設置する場合 | 投下固定資産額に2%（水素製造設備等取得費については7%）を乗じた額。<br>なお、立地事業が別表1の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの      | 50億円<br>ただし、高度先端分野又は成長分野の場合で投下固定資産額が200億円までは15億円とする。<br>また、上記分野以外の場合で投下固定資産額が200億円までは7.5億円とする。                          |
| 2<br>1以外の場合           | 右欄に掲げる加算値を加えた率を乗ずるものとする。ただし、投下固定資産額が200億円を超える場合は、200億円を超える投下固定資産額には、2%を乗ずるものとする。 | 50億円<br>ただし、高度先端分野又は成長分野の場合で投下固定資産額が200億円までは7.5億円とする。<br>また、上記分野以外の場合で投下固定資産額が100億円未満の場合には3億円とし、投下固定資産額が200億円までは5億円とする。 |

三 第4条第1項第4号から第4号の3までに係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる

助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

| 助成区分               | 助成額                                           | 助成限度額         |
|--------------------|-----------------------------------------------|---------------|
| 1<br>新たに土地等を取得する場合 | 投下固定資産額に 5 %（水素製造設備等取得費については 10 %）を乗じた額。      | 1 億円          |
| 2<br>自社所有地の場合      | 投下固定資産額に 2. 5 %（水素製造設備等取得費については 7. 5 %）を乗じた額。 | 1 億円          |
| 3<br>建物等の賃借の場合     | 賃借料の 1 / 2 の額（操業開始から 3 年間に限る。）                | 年 1, 0 0 0 万円 |

四 第 4 条第 1 項第 5 号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

なお、助成区分のいずれにも該当する場合には、双方の額を合算する。

| 助成区分                 | 助成額                                        | 助成限度額         |
|----------------------|--------------------------------------------|---------------|
| 1<br>建物又は設備機器を取得する場合 | 投下固定資産額に 5 %（水素製造設備等取得費については 10 %）を乗じた額。   | 1 億円          |
| 2<br>建物又は設備機器を賃借する場合 | 賃借料及び通信回線使用料の合計の 1 / 2 の額（操業開始から 3 年間に限る。） | 年 1, 0 0 0 万円 |

五 第 4 条第 1 項第 6 号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

なお、助成区分のいずれにも該当する場合には、それぞれ双方の額を合算する。

| 助成区分                                  | 助成額                                                                                                              | 助成限度額       |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1<br>建物（社宅を含む。2 において同じ。）又は設備機器を取得する場合 | 投下固定資産額に 5 %（水素製造設備等取得費については 10 %）を乗じた額<br>（改修費用のうち、第 3 条第 2 3 号に規定する減価償却資産に該当し、オフィス設置事業を行う者が所有権を有する場合となる費用を含む。） | 1, 5 0 0 万円 |
| 2<br>建物又は設備機器を賃借する場合                  | 賃借料、住居手当、転居費用、通信回線使用料及び改修費用（助成区分 1 に該当するものを除く。）の合計の 1 / 2 の額（操業開始から 3 年間に限る。）（改修費用は初年度に限る。）                      | 年 5 0 0 万円  |

六 第4条第1項第7号に係る事業の場合 次の表の左欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

| 助成額                                                                                                                                                       | 助成限度額                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 投下固定資産額（会員権の販売等により投下固定資産の一部を処分するリゾートクラブにおいては、将来にわたって処分する見込みのないものに限る。）に5%を乗じた額（水素製造設備等取得費については10%）。ただし、投下固定資産額が200億円を超える場合は、200億円を超える投下固定資産額には2%を乗ずるものとする。 | 50億円<br>ただし、投下固定資産額が200億円までは5億円とする。 |

- 2 立地事業が県内の既存の工場等の廃止に伴うものである場合における前項第1号から第4号まで及び第6号の規定の適用については、これらの号中「投下固定資産額」とあるのは「投下固定資産額（廃止される工場等の用に供している家屋及び償却資産の固定資産評価額を控除したもの）」とする。

#### （分割交付）

第11条 知事は助成金の交付の決定に当たり、助成金額が5億円を超える場合には、その支払が単年度5億円を超えない範囲で分割するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による助成金の交付を分割して受ける者が第5条の規定により認定を受けた立地事業により設置した工場等の操業等（以下「工場等の操業等」という。）を休止し、又は廃止したときは、以後の助成金の支払を行わないものとする。

#### （助成金の交付申請）

第12条 助成金の交付を受けようとする者は、操業開始の届出の日から1年以内に、助成金交付申請書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- 一 土地又は借地権の取得を証する書類
- 二 工場等の概要を明らかにした書類
- 三 工事請負契約書、売買契約書、賃貸借契約書及び領収書などの投下固定資産額及び賃借料を証する書類
- 四 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加した常時雇用労働者の数を証する書類
- 五 第5条第4項及び第7条第4項の規定による通知の写し
- 六 立地事業が別表1に規定する加算要件に該当する場合は、それを証する書類

- 2 複数年にわたって交付決定を行う必要のある立地事業については、1年ごとに交付申請を行うものとし、2年目以降は、前項に定める必要書類のうち同項第3号から第5号までの書類を添付して申請を行うものとする。

#### （助成金の交付決定）

第13条 知事は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、助成金の交付決定を行い、助成金交付決定書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の助成金の交付決定の通知は、規則第13条の規定による交付額の確定の通知を

兼ねるものとする。

(助成金の実績報告)

第14条 規則第12条第1項の規定による報告は、第12条の助成金交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

(状況報告)

第15条 認定事業者は助成金の交付を受けた日から次の日を基準日として事業状況報告書(第10号様式)により知事に報告しなければならない。

- 一 1年が経過した日
- 二 2年が経過した日
- 三 3年が経過した日
- 四 4年が経過した日
- 五 5年が経過した日

2 前項の報告は、基準日から30日以内に行わなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第16条 知事は、交付決定の通知を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- 二 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(助成金の返還)

第17条 知事は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 知事は、助成金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、助成金の一部の返還を命ずることができる。

- 一 次条第1項で定める期間内に工場等の操業等(オフィス設置事業により設置したオフィス、研究・研修施設又は社宅の供用を含む。第19条第1号において同じ。)を休止し、又は廃止したとき。
- 二 次条第1項で定める期間内に事業の縮小、外注化、転換等により業種、業態の著しい変更をしたとき。
- 三 次条第1項で定める期間内に投下固定資産(第10条の規定による助成金の額の算定の対象となった投下固定資産額に係る固定資産をいう。以下同じ。)を処分したとき。
- 四 次条第1項で定める期間内に事業認定に付した条件に違反したとき。

(操業継続期間等)

第18条 認定事業者は、第4条第1項各号に掲げる要件を満たす立地事業を操業開始から10年間継続して営むよう努めなければならない。

- 2 認定事業者は、第13条第1項の規定による助成金交付決定書に記載された「増加する常時雇用労働者の数」以上の労働者数を同項の規定による通知の日から3年間維持するよう努めなければならない。

(休止等の事前協議)

第19条 認定事業者は、前条第1項に定める期間内に次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ理由、予定日、解雇者数その他必要な事項について、休止等の事前協議書(第11号様式)により知事に届け出て、協議を行わなければならない。

- 一 工場等の操業等を休止し、又は廃止しようとするとき。ただし、倒産の場合を除く。
- 二 事業の縮小、外注化、転換等により、解雇、一時帰休、希望退職等の雇用調整を行うとき、又は業種、業態の著しい変更をしようとするとき。
- 三 投下固定資産を処分しようとするとき。
- 四 事業認定に付した条件を満たさなくなる変更をしようとするとき。

(県と所在市町村との連携)

第20条 県と所在市町村は、第2条の目的が達せられるよう、連携を密にするものとする。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条に定める事業認定を受け、かつ、土地又は借地権を取得済の者については、この要綱は、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日以後にされる新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、同日前にされたこの要綱による改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第4条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日以後にされる新要綱第 5 条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、同日前にされたこの要綱による改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第 5 条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 24 年 7 月 27 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日以後にされる新要綱第 12 条の規定による申請及びこれに対する処分について適用し、同日前にされたこの要綱による改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第 12 条の規定による申請及びこれに対する処分については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 23 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新要綱第 5 条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第 5 条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、令和2年4月1日以後に新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第5条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、令和2年10月7日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、令和4年4月1日以後に新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、同日前に改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第5条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、令和5年7月1日以後に新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第5条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和6年7月22日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、令和6年7月22日以後に新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第5条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、令和7年4月1日以後に新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第5条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表 1

| 加算要件                                         |              | 加算値  |
|----------------------------------------------|--------------|------|
| 高度先端分野の立地事業<br>(第4条第1項第1号から第3号までに係る立地事業)     |              | 5%   |
| 成長分野<br>(第4条第1項第1号から第3号までに係る立地事業が右欄のいずれかに該当) | 医療機器関連産業     | 7.5% |
|                                              | 水素・燃料電池関連産業  | 7.5% |
|                                              | 航空・宇宙・防衛関連産業 | 7.5% |
|                                              | 半導体関連産業      | 2%   |
|                                              | ロボット関連産業     | 2%   |
|                                              | データセンター      | 2%   |
| 第4条第1項第1号から第3号までに係る立地事業における県外からの常時雇用労働者      | 5人以上         | 1%   |
|                                              | 10人以上        | 1.5% |
| 県外新規立地                                       |              | 2%   |

山梨県知事 殿

申請者 所在地  
企業名  
代表者名

印

## 事業認定申請書

山梨県産業集積促進助成金交付要綱第5条第1項の規定により事業認定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

## 1 工場等の名称及び所在地

名称

所在地

## 2 事業内容について

|                      |  |
|----------------------|--|
| 主な業務内容と生産品           |  |
| 日本標準産業分類の業種分類（細分類）   |  |
| 要綱別表1に規定する成長分野の該当の有無 |  |

※添付書類

- ・会社の概要（パンフレット等）

## 3 土地について

|          |                |
|----------|----------------|
| 土地取得日    | 総面積            |
| 令和 年 月 日 | m <sup>2</sup> |

※土地取得日は、土地の売買契約日。借地の場合は、賃貸借契約日をいう

※契約が複数の場合、事業認定申請直前の締結日を記載すること

※添付書類

- ・土地取得に関する全ての契約書の写し（借地の場合は借地契約書の写し）
- ・土地の概要書（別紙様式1－1）

## 4 事業のスケジュール

|           |          |
|-----------|----------|
| 建設工事請負契約日 | 令和 年 月 日 |
| 操業開始予定日   | 令和 年 月 日 |
| 事業完了予定日   | 令和 年 月 日 |

※事業完了日とは、事業認定に係る事業が要綱の要件を全て満たす日のことをいう

※添付書類

- ・事業スケジュール表（別紙様式1－2）

## 5 投下固定資産について

|         |   |
|---------|---|
| 投下固定資産額 | 円 |
|---------|---|

※添付書類

- ・投下固定資産一覧表（別紙様式 1－3－1）
- ・投下固定資産の配置図
- ・投下固定資産額がわかる契約書又は見積書の写し

6 賃借料等について（本社機能移転等、情報通信業等及びオフィス設置事業に限る）

|      |   |
|------|---|
| 賃借料等 | 円 |
|------|---|

※添付書類

- ・賃借料等一覧表（別紙様式 1－3－2）
- ・機械設備の配置図
- ・賃貸借に係る契約書又は見積書の写し

7 増加する常時雇用労働者の概要

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 既に県内に工場等が所在するとき、その常時雇用労働者数 | 人 |
| 事業認定申請に係る事業で増加する常時雇用労働者数   | 人 |
| うち県外からの常時雇用労働者数            | 人 |

※添付書類

- ・県内の工場等の常時雇用労働者の名簿（別紙様式 1－4）

8 県内既存工場等について

（1）名称及び所在地

名 称

所在地

（2）概要

| 区 分         |         | 数 量 | 金 額 | 摘 用 |
|-------------|---------|-----|-----|-----|
| 土 地         |         |     |     |     |
| 建<br>物<br>等 | 建 物     |     |     |     |
|             | その他償却資産 |     |     |     |
|             | 計       |     |     |     |

9 その他の資料

- ・土地の求積図、面積計算書
- ・工場等の位置図、平面図、立面図
- ・客室面積（内法）がわかる図面等（宿泊業に限る）
- ・定款及び商業登記簿謄本
- ・決算書（最新決算年度）
- ・環境保全対策届出書（別紙様式 1－5）
- ・先端技術の研究開発に係る国等の採択書類（高度先端分野に該当する事業の場合）
- ・カタログ等成長分野に該当することを証する書類（成長分野に該当する事業の場合）
- ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 13 条第 4 項の規定に基づく承認書の写し（宿泊業に限る）

第 号  
令和 年 月 日

殿

山梨県知事名

印

事業認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった立地事業については、次のとおり事業認定をしたので、山梨県産業集積促進助成金交付要綱第5条第4項の規定により通知します。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 認定事業者の名称及び所在地 | 名 称                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
|               | 所 在 地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| 立地事業の概要       | 工場等立地所在地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
|               | 投下固定資産額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
|               | 賃 借 料 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
|               | 増加する常時雇用労働者数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
|               | うち県外からの常時雇用労働者数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| 助 成 額         | 要綱第10条第1項第 号の表の助成区分による<br>ただし、別表1に規定する加算要件の該当する要件を加える                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| 備 考           | <p>(1) 交付要綱第4条各号に掲げる要件を満たさないことが判明した場合は助成金交付の対象とならない。</p> <p>(2) 立地事業が次に該当する場合は事業認定変更申請書を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業認定申請書に記載した助成対象の投下固定資産額の2割を越える増減があるとき</li> <li>・立地事業における業種、業態の変更があるとき</li> </ul> <p>(3) 交付要綱第6条に基づき、立地事業が次のいずれかに該当する場合は事業認定辞退届を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中止し、又は廃止するとき</li> <li>・交付要綱第4条各号に定める要件を満たさなくなるとき</li> </ul> <p>(4) 交付要綱第8条に基づき、事業認定を受けた立地事業について生産等を開始した日から30日以内に操業開始届を提出すること。</p> <p>(5) 交付要綱第12条に基づき、操業開始届の提出の日から1年以内に交付申請書を提出すること。</p> <p>(6) 助成対象となる投下固定資産額に水素製造設備等取得費が含まれる場合は次の条件を付す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水素製造設備による水素の製造は、再生可能エネルギーにより発電された電力等を活用して行うこと。</li> <li>・水素利用設備については、原則として再生可能エネルギーを活用して県内で製造した水素を利用すること。</li> </ul> |  |

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1  
成長産業推進課 担当  
TEL FAX

| 加算要件                                     |              | 加算値    | 該当 |
|------------------------------------------|--------------|--------|----|
| 高度先端分野の立地事業<br>(第4条第1項第一号から第三号までに係る立地事業) |              | 5 %    |    |
| 成長分野<br>(立地事業が右欄のいずれかに該当する場合)            | 医療機器関連産業     | 7. 5 % |    |
|                                          | 水素・燃料電池関連産業  | 7. 5 % |    |
|                                          | 航空・宇宙・防衛関連産業 | 7. 5 % |    |
|                                          | 半導体関連産業      | 2 %    |    |
|                                          | ロボット関連産業     | 2 %    |    |
|                                          | データセンター      | 2 %    |    |
| 第4条第1項第一号から三号に係る事業における県外からの常時雇用労働者       | 5人以上         | 1 %    |    |
|                                          | 10人以上        | 1. 5 % |    |
| 県外新規立地                                   |              | 2 %    |    |

第3号様式（第6条第1項関係）

令和 年 月 日

山梨県知事

殿

申請者

所在地

企業名

代表者名

印

事業認定辞退届

令和 年 月 日付け 第 号で認定を受けた立地事業について、次の理由により辞退したいので、山梨県産業集積促進助成金交付要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

辞退の理由

（添付書類）

事業認定通知書の写し

山梨県知事 殿

申請者 所在地  
企業名  
代表者名

印

## 事業認定変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号で認定を受けた立地事業について、山梨県産業集積促進助成金交付要綱第7条第1項の規定により変更したいので、次のとおり申請します。

## 1 変更理由

## 2 変更申請の内容

## (1) 投下固定資産について

|         |   |
|---------|---|
| 投下固定資産額 | 円 |
|---------|---|

## ※添付書類

- ・変更する投下固定資産の配置図
- ・投下固定資産一覧表（別紙様式1-3-1）
- ・投下固定資産額に係る請負契約書及び見積書の写し

## (2) 賃借料等について（本社機能移転等、情報通信業等及びオフィス設置事業に限る）

|      |   |
|------|---|
| 賃借料等 | 円 |
|------|---|

## ※添付書類

- ・賃借料等一覧表（別紙様式1-3-2）
- ・変更する機械設備の配置図（情報通信業等のリース機械等）
- ・賃貸借に係る契約書又は見積書の写し

## (3) 増加する常時雇用労働者の概要

|                 |   |
|-----------------|---|
| 変更後の常時雇用労働者数    | 人 |
| うち県外からの常時雇用労働者数 | 人 |

## (4) 立地事業における業種又は業態の変更の概要

(例)

- ・医療機器の製造を取りやめ、半導体を製造する など

## 3 要綱第7条第1項各号の規定によらない変更事項

(例)

- ・法人合併による名称変更 など

第 号  
令和 年 月 日

殿

山梨県知事名 印

事業認定変更承認書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、令和 年 月 日付け第  
号で通知した事業認定通知書に係る内容の変更を次のとおり承認したので、山梨県産業集  
積促進助成金交付要綱第 7 条第 4 項の規定により通知します。

|              |                 |  |
|--------------|-----------------|--|
| 変更を承認した事業の概要 | 投 下 固 定 資 産 額   |  |
|              | 賃 借 料 等         |  |
|              | 増加する常時雇用労働者の数   |  |
|              | うち県外からの常時雇用労働者数 |  |
| その他の変更事項     |                 |  |

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1  
成長産業推進課 担当  
TEL  
FAX

第 6 号様式（第 8 条関係）

令和 年 月 日

山梨県知事

殿

申請者

所在地

企業名

代表者名

印

操業開始届出書

令和 年 月 日付け 第 号で認定を受けた立地事業について、次のとおり操業を開始したので、山梨県産業集積促進助成金交付要綱第 8 条の規定により届け出ます。

1 工場等の立地所在地

2 営む事業

3 操業の開始年月日

令和      年      月      日

山梨県知事

殿

申請者

所在地

企業名

代表者名

印

承継承認申請書

令和    年    月    日付け                  第                  号で認定を受けた立地事業について、認定事業者の地位を承継したいので、山梨県産業集積促進助成金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により申請します。

1 認定事業者

所在地

企業名

2 承継者の概要

（1）承継後の工場等の名称及び所在地

名 称

所在地

（2）営む事業について

| 概 要 | 日本標準産業分類の業種分類 |
|-----|---------------|
|     |               |

3 地位承継の理由

4 添付資料

- ・ 承継の理由を明らかにする書類
- ・ 承継する事業の事業認定通知書の写し
- ・ 定款及び商業登記簿謄本
- ・ 決算書（最新決算年度）
- ・ その他必要な書類

山梨県知事 殿

申請者 所在地  
企業名  
代表者名 印

## 助成金交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で認定を受けた立地事業について、山梨県産業集積促進助成金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 助成金申請額 円

2 工場等の概要

名 称

所在地

※添付書類

- ・工場等の概要（別紙様式 8 - 1）
- ・土地取得に関する全ての契約書の写し（借地の場合は借地契約書の写し）
- ・土地の求積図、面積計算書

3 事業実施状況

|           |               |
|-----------|---------------|
| 土 地 取 得 日 | 令和 年 月 日      |
| 建設工事請負契約日 | 令和 年 月 日      |
| 操 業 開 始 日 | 令和 年 月 日      |
| 事 業 完 了 日 | 令和 年 月 日      |
| 対 象 期 間   | 令和 年 月～令和 年 月 |

※土地取得日は、土地の売買契約日。借地の場合は、賃貸借契約日をいう

※操業開始日は、操業開始届の「操業の開始年月日」をいう

※事業完了日は、事業認定に係る事業が要綱の要件を全て満たした日のことをいう

※対象期間は、複数年にわたって交付申請を行う者に限る

※添付書類

- ・事業実施状況表（別紙様式 8 - 2）

4 投下固定資産について

|         |   |
|---------|---|
| 投下固定資産額 | 円 |
|---------|---|

※添付書類

- ・投下固定資産一覧表（別紙様式 8 - 3、別紙様式 8 - 3 - 1～8 - 3 - 5）
- ・投下固定資産の配置図
- ・工場等の位置図、平面図、立面図
- ・客室面積（内法）がわかる図面等（宿泊業に限る）
- ・投下固定資産額に係る契約書、請求書、領収書等の写し
- ・投下固定資産の写真一覧
- ・投下固定資産に係る固定資産台帳
- ・水素製造設備及び水素利用設備取得事業の場合  
仕様書等、水素製造設備及び水素利用設備であることを証する書類

5 賃借料等について（本社機能移転等、情報通信業等及びオフィス設置事業に限る）

|      |   |
|------|---|
| 賃借料等 | 円 |
|------|---|

※添付書類

- ・賃借料等一覧表（別紙様式 8 - 4、別紙様式 8 - 4 - 1 ～ 8 - 4 - 7）
- ・機械設備の配置図
- ・賃借料に係る契約書、請求書、領収書等の写し

6 増加した常時雇用労働者の概要

|                 |   |
|-----------------|---|
| 増加した常時雇用労働者数    | 人 |
| うち県外からの常時雇用労働者数 | 人 |

※添付書類

- ・増加常時雇用労働者名簿（別紙様式 8 - 5）
- ・雇用保険被保険者取得確認通知書の写し
- ・会社の申立書（当該工場等への配属を目的に操業開始前に雇用した常時雇用労働者）

7 要綱別表 1 に規定する加算要件

※添付書類

- ・高度先端分野の立地事業の場合  
先端技術の研究開発に係る国等の採択書類
- ・成長分野の場合
  - ①定款及び商業登記簿謄本
  - ②カタログ等、当該関連産業であることを証する書類
- ・県外からの常時雇用労働者の場合  
戸籍の附票
- ・県外新規立地の場合
  - ①事業完了した月の増加雇用労働者の賃金台帳
  - ②増加雇用労働者の労働条件通知書
  - ③就業規則
  - ④物流業務に係る契約書、発注書、請求書等の写し

8 その他の資料

- ・事業認定通知書及び事業認定変更承認書の写し
- ・決算書（最新決算年度）
- ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 13 条第 4 項の規定に基づく承認書の写し（宿泊業に限る）

第 号  
令和 年 月 日

殿

山梨県知事名

印

## 助成金交付決定書

令和 年 月 日付けで申請のあった助成金について、次のとおり決定したので、山梨県産業集積促進助成金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により通知します。

なお、助成金交付請求書は、本通知の受領日から 15 日以内に提出してください。

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 交付決定対象事業者の<br>名称及び所在地 | 名 称                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|                       | 所 在 地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 交付決定の内容               | 工 場 等 立 地 所 在 地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
|                       | 投 下 固 定 資 産 額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
|                       | 賃 借 料 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
|                       | 増加する常時雇用労働者の数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
|                       | うち県外からの常時雇用労働者数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 交付決定額                 | 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 備 考                   | <p>(1) 操業開始の日から 10 年間継続して営むよう努めること。</p> <p>(2) (1)の期間内に、次に該当する場合は休止等の事前協議を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操業等を休止し、又は廃止しようとするとき。</li> <li>・事業の縮小、外注化、転換等により解雇、一時帰休、希望退職等の雇用調整を行うとき、又は業種、業態の著しい変更をしようとするとき。</li> <li>・交付要綱第 3 条第 23 号に定める固定資産を処分しようとするとき。</li> </ul> <p>(3) (1)の期間内に、次に該当する場合は交付決定を取り消し、また、助成金の返還を命じることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地事業の要件を欠くに至ったとき。</li> <li>・交付要綱第 3 条第 23 号に定める固定資産を処分することにより、収入があったとき。</li> <li>・事業の縮小、外注化、転換等により業種、業態の著しい変更をしたとき。</li> <li>・山梨県補助金等交付規則又は交付要綱に違反する行為があったとき。</li> </ul> <p>(4) 交付要綱第 13 条に基づく交付決定は、山梨県補助金等交付規則第 13 条の交付額の確定通知を兼ねる。</p> |  |

〒 400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1  
 成長産業推進課 担当  
 TEL  
 FAX

第10号様式（第15条第1項関係）

事業状況報告書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県産業集積促進助成金について、山梨県産業集積促進助成金交付要綱第15条第1項の規定により、認定事業の状況（令和 年 月 日から令和 年 月 日まで）を次のとおり報告します。

添付書類

- 1 企業の概要
- 2 助成対象工場等の概要
- 3 本県への設備投資の概要（投資実績及び今後の計画）
- 4 助成対象工場等における雇用の概要
- 5 地域との共生に関する概要
- 6 その他特記事項

担当者連絡先

|         |  |
|---------|--|
| 氏 名     |  |
| 所 属     |  |
| 所在地     |  |
| 電 話     |  |
| メールアドレス |  |

## 1 企業の概要

### (1) 企業の名称等（報告時点）

|       |  |       |  |
|-------|--|-------|--|
| 企 業 名 |  | 代表者名  |  |
| 本社所在地 |  | 資 本 金 |  |
| 全従業員数 |  | 決 算 日 |  |

※企業の概要などを説明するパンフレットその他参考資料（最新時点のもの）を添付してください。

### (2) 過去3年間の収支状況

|      |     |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 区 分  | 年度  | 年度  | 年度  | 備 考 |
| 売上   | 百万円 | 百万円 | 百万円 |     |
| 当期利益 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |     |

※上記状況を確認できる資料（決算書等）を添付してください。

### (3) 直近の年度における本県への納税額（単位：千円）

| 決算年月 | 法人事業税 |        |      | 法人県民税 | 不動産取得税 | 合 計 |
|------|-------|--------|------|-------|--------|-----|
|      | 資産割分  | 付加価値割分 | 所得割分 |       |        |     |
|      |       |        |      |       |        |     |

### (4) 操業前3年間の本県への納税額（単位：千円）

| 決算年月 | 法人事業税 |        |      | 法人県民税 | 不動産取得税 | 合 計 |
|------|-------|--------|------|-------|--------|-----|
|      | 資産割分  | 付加価値割分 | 所得割分 |       |        |     |
|      |       |        |      |       |        |     |
|      |       |        |      |       |        |     |
|      |       |        |      |       |        |     |

## 2 助成対象工場等の概要

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 生産品目            |        |
| 年間製品出荷額         | 年度 百万円 |
| 当該事業を取り巻く環境について |        |

## 3 本県への設備投資の概要（投資実績及び今後の計画）

（単位：百万円）

| 区分              | 投資実績及び今後の計画    |                    |                      |                      |   | 備考 |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------------|----------------------|---|----|
|                 | 操業開始時<br>( . ) | 操業<br>1年後<br>( . ) | 操業<br>3年後まで<br>( . ) | 操業<br>5年後まで<br>( . ) | 計 |    |
| 用地取得費           |                |                    |                      |                      |   |    |
| 建物及び<br>付 属 施 設 |                |                    |                      |                      |   |    |
| 機械設備等           |                |                    |                      |                      |   |    |
| 合 計             |                |                    |                      |                      |   |    |

#### 4 助成対象工場等における雇用の概要

- (1) 助成対象事業の起点日以降に自社で雇用し、当該事業所で事業に従事する一般被保険者に関すること

(単位：人)

| 区 分  | 実績及び計画        |                | 備 考 |
|------|---------------|----------------|-----|
|      | 報告時点<br>( . ) | フル操業時<br>( . ) |     |
| 合計人数 |               |                |     |
| 正社員  |               |                |     |
| 上記以外 |               |                |     |

- ※ 一般被保険者：週の所定労働時間が 20 時間以上で、31 日以上継続して雇用の見込みのある 65 歳未満の労働者
- ※ 「上記以外」について、備考欄に雇用形態の種別を記載してください。(例：パート等)

- (2) 上記 (1) 以外の雇用形態で当該事業所で事業に従事する者に関すること

(単位：人)

| 区 分 | 実績及び計画        |                | 備 考 |
|-----|---------------|----------------|-----|
|     | 報告時点<br>( . ) | フル操業時<br>( . ) |     |
| 人 数 |               |                |     |

- ※ 備考欄には、事業に従事する者を確保する方法を記載してください。(例：派遣、請負、高年齢等)

- (3) 総事業従事者数に関すること (上記 (1) + (2))

(単位：人)

| 区 分     | 実績及び計画        |                | 備 考 |
|---------|---------------|----------------|-----|
|         | 報告時点<br>( . ) | フル操業時<br>( . ) |     |
| 総事業従事者数 |               |                |     |
| (1) の数  |               |                |     |
| (2) の数  |               |                |     |

## 5 地域との共生に関する概要

### (1) 環境保全について（当事業所の取り組み実績）

|                     |  |
|---------------------|--|
| 大気関係<br>(粉塵及び悪臭関係)  |  |
| 水質関係<br>(土壌汚染関係を含む) |  |
| 騒音振動関係              |  |
| 廃棄物関係               |  |
| その他の取り組み            |  |

※助成対象に水素製造設備及び水素利用設備が含まれる場合は、その他の取り組み欄に水素の製造及び調達の状況を記載してください。

### (2) 周辺地域からの雇用について

ア 今までの実績

イ 今後の取り組み

### (3) 地元企業への発注について

ア 今までの実績

イ 今後の取り組み

(4) その他の地域貢献について

ア 今までの実績

イ 今後の取り組み

6 その他特記事項

令和      年      月      日

山梨県知事

殿

届出者

所在地

企業名

代表者名

印

休止等の事前協議書

山梨県産業集積促進助成金交付要綱第 1 9 条の規定により、助成金の交付に係る工場等の操業（事業）を休止（廃止、変更）する予定ですので届け出ます。

1 工場等の立地所在地

2 営む事業

3 事業認定等について

（ 1 ） 事業認定日

（ 2 ） 交付年月日

（ 3 ） 交付決定額

円

4 休止（廃止、変更）の概要

（ 1 ） 予定時期

（ 2 ） 理      由

5 解雇、一時帰休又は希望退職募集の概要

（ 1 ） 予定時期

（ 2 ） 人      数

（ 3 ） 対応方針

6 業種、業態の変更の概要

（例）

・医療機器の製造を取りやめ、半導体を製造する      など

7 その他